

議案第 8 6 号

調布市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

占用料の額を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

調布市道路占用料等徴収条例（昭和４７年調布市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第６項第３号中「５桁」を「５桁及び６桁」に改める。

別表法第３２条第１項第１号に掲げる工作物の項から令第７条第８号に掲げる施設及び同条第９号に掲げる施設の項までを次のように改める。

法第32条第１項 第１号に掲げる 工作物	第一種電柱	１本につき１年	3,630
	第二種電柱		5,580
	第三種電柱		7,530
	第一種電話柱		3,240
	第二種電話柱		5,190
	第三種電話柱		7,140
	その他の柱類		320
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートル につき１年	32
	地下電線その他地下に設ける線類		19
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	3,180
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方 メートルにつき １年	1,940
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	6,490
	郵便差出箱及び信書便差出箱		2,720
	広告塔	表示面積１平方 メートルにつき １年	17,400
	その他のもの	占用面積１平方	6,490

			メートルにつき 1 年	
法第32条第 1 項 第 2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートル につき 1 年	130
	外径が0.07メートル以上 0.1メー トル未満のもの			190
	外径が 0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの			290
	外径が0.15メートル以上 0.2メー トル未満のもの			380
	外径が 0.2メートル以上 0.3メー トル未満のもの			580
	外径が 0.3メートル以上 0.4メー トル未満のもの			770
	外径が 0.4メートル以上 0.7メー トル未満のもの			1,360
	外径が 0.7メートル以上 1 メー トル未満のもの			1,940
	外径が 1 メートル以上のもの			
法第32条第 1 項第 3 号に掲げる施設			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	6,490
法第32条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	6,490
法第32条第 1 項 第 5 号に掲げる 施設	地下街 及び地 下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	A に 0.003 を乗じて得 た額
		階数が 2 のもの		A に 0.005 を乗じて得 た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.006 を乗じて得 た額
	上空に設ける通路			8,710
	地下に設ける通路			5,230
	その他のもの			6,490
法第32条第 1 項	祭礼，縁日等の際し，一時的に設		占用面積 1 平方	170

第 6 号に掲げる施設	けるもの		メートルにつき 1 日	
	商品置場その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	17,400
道路法施行令 （昭和27年政令第 479号。以下「令」という。） 第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	17,400
	標識		1 本につき 1 年	5,190
	旗ざお及び幕	祭礼，縁日等に際し，一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 日	170
		その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	17,400
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	174,300
		その他のもの		87,100
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	17,400
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	6,490
令第 7 条第 8 号及び第 9 号に掲げる施設	建築物	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.005 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 0.009 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.005 を乗じて得た額

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市道路占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係るものについて適用し、同日前の道路の占用に係るものについては、なお従前の例による。